

第 1 回幕別町地域福祉計画 策定委員会 議案

日時 令和 2 年 7 月 30 日（木）午後 6 時 30 分
会場 幕別町役場 2 階会議室 2 - A、2 - B

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 議案第1号 第2期地域福祉計画の検証について
- 3 その他

議案第 1 号

第 2 期地域福祉計画の検証について

(※別添資料参照)

改正

平成27年12月18日条例第38号

幕別町地域福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、幕別町地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定等に関し必要な事項について協議するため、幕別町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、住民福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月18日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。